見なし輸出規制 意見 No. 142 回答の批評

1. はじめに

今回は私の提出意見の2つ目、No.. 142の話をいたします。

率直に言って、本問への政府回答には不満があります。そこでタイトルも「批評」としました。

2. 原文

【意見】

「通常果たすべき注意義務」とは、「どのような根拠規定によって要求される法的義務」なのか示されることを希望します。

【理由】

- ・「特定類型」の確認が、「無許可提供を防ぐ」意味で有効であることであり、また「常識論」として「通常果たすべきこと」であることはわかります。しかしそれはあくまでも「常識論」。法的な根拠規定がどこにあるのか私にはわかりません。
- ・たとえば《用語の解釈サ》では「確認は、別紙 1-3 にガイドラインを示す」とあります。しか しガイドラインに沿って確認をしたなら「その努力にもかかわらず『敵が一枚上手』で見抜けな かった」ケースは「免責」、あるいは「そもそも無許可提供と扱わない」ということなのでしょ うか?
- ・CISTEC はこれについて「遵守基準に基づく需要者確認手続の中で『特定類型』該当性について も確認するよう定める」と解説した上で、「関係規定は遵守基準省令 1 条二号二」「参考情報は Q&A の 3 番」と述べています。CISTEC が政府の意図を正しく理解して解説しているのかは定 かではありませんが上記のように「通常果たすべき注意義務」の法的根拠を遵守基準省令 1 条 二号二とするのには次の問題があります。
 - a) 国内顧客向け取引専門の企業は、自社を「輸出を業として行う者」と思っていない。 このため同省令に沿った管理の必要性を認識しておらず、たとえば従業員が「ただの居住者」か「実は特定類型者」なのかをチェックすることもない。
 - b)「本当は御社も『輸出を業として行う者』かもしれないからチェックしなさい」というトリガーを、この省令では制度化できていないことになる。
 - c)この 1 条二号ニは、リスト規制品を扱う企業のみへの要求事項。リスト規制非該当品取り扱い企業への効力がない。このため「特定類型」者を通じてキャッチオール規制違反を防ぐ効果もない。

【回答】

「通常果たすべき注意義務」とは_甲「法第25条第1項に違反した場合にも、同違反について故意及び過失が認められない程度の注意義務」です。したがって、「通常果たすべき注意義務」を履行せずに、特定類型該当者に外為法管理対象技術が提供された場合は、当該技術がリスト規制品かキャッチオール品か、提供者が技術提供を業として行っているかどうかにかかわらず、罰則又は行

政制裁の対象となり得ます。

また、「通常果たすべき注意義務」は、「法第55条の10に基づく輸出者等遵守基準を定める省令第1条第2号ニを充足するために必要な注意義務」です。 内法第25条第1項との関係では、みなし輸出の管理を求められているものであり、当該求められるみなし輸出管理に違反しないように注意する義務までが求められるものではありません。

一方で、_丁<u>法第55条の10に基づく輸出者等遵守基準を定める省令第1項第2号</u>二では、みな し輸出管理に違反しないように注意する義務 (用途及び需要者等の確認を行う義務など) が科せら れています。

3. 解説

本問の意図は、「通常果たすべき注意義務」の法的根拠と効力を明らかにすることでした。 残念ながら政府回答は、この期待に十分応えることができていないように思います。以下、不満な点 を記します。

3-1 「違反は違反だが罰せられない」(下線部<mark>甲</mark>)

「そこまで注意を払ったのに(相手が一枚上手で)技術提供してしまった」場合についてなら、キッパリと「それは違反と見なさない」と言ってほしかったですね。誰でも「処罰はしないけど違反です」と言われたら、心穏やかではいられないでしょう。「違反歴アリ」と記録に残りそうでもありますし《遵守基準省令》で「違反したときは速やかに大臣に報告せよ」と要求されていることでもありますから。

3-2 「注意義務は遵守基準省令1条二号ニに由来」(下線部乙)

本意見でも述べたように省令 1 条二号ニは、リスト規制該当品を擁する企業がリスト規制該当品を 出す際に励行する項目です。16 項品の場合にまで励行は求められていません。当然、リスト該当品を 持たぬ企業には励行義務がありません。

ということは、省令1条二号ニに由来する「注意義務」も、16項品の取り扱い時には要求されない 理屈になるのではないでしょうか?

この点は質問文においても末尾で指摘したのですが、無視されてしまいました。(答えにくい内容だと無視するのでしょうか) その挙句が、上記の矛盾を内包したままの通達公布につながったのは、まことに遺憾なことと思います。

3-3 「見なし輸出管理に違反しないように注意する義務」は求められているのかいないのか?

みなさんは下線部内を見たときにビックリなさいませんでしたか? 「見なし輸出の管理をしろ」とは言ったが、それは「違反しないように注意する義務」ではないだなんて! 「見なし輸出の管理」とは「違反しないように管理すること」ではないのか? 一方、下線部丁では「違反しないように注意する義務」ありと述べています。「注意」は求められているのかいないのか?

カギは、「主語が法 25 条 1 項 (丙) か省令 1 条二号二 (丁) か」の違いです。法 25 条 1 項では「見なし輸出の管理」を求めていますが、その手段には言及していません。「注意」という手段で頑張るかそれともほかの手段を用いるのかは、一応白紙なのです。それゆえに丙では「法 25 条 1 項は注意義務励行による管理」を求めていない、と述べているわけです。それに対して丁では「省令は用途と需要者の確認を求めているのだから、特定類型に関する注意義務もここから生ずる」ということになるのです。

しかしこの言い方では混乱する人が多いと思いますね。普通は「法 25 条 1 項が見なし輸出の管理を 求めている」からこそ「注意義務を頑張る」のだと受け止めますものね。

逆に省令 1 条二号ニの方は、字面上「リスト該当技術について (輸出に相当する) 提供を前提とする注意義務」にも見えます。その前の段階の確認、すなわち「(輸出に相当する) 提供かどうかの確認」までがそこに含まれると気づかない人も多いものと思います。

もう少しわかりやすく書く余地があったのではないか、と質問者としては感じます。